3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁荒瀬字念佛沢四三の三八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字ツヅラ谷一二八、一二九、一三〇の一、一三一から一三三まで、一三三の一、一三四、一三四の一、一三五、一三六、一三六の一、一三七、一三八、一三八の一、一四一から一四七まで、一四九から一五五まで、一五五の一、一五七から一五九まで、一六一、一六二、一六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツヅラ谷一三四の一・一五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県津市芸濃町河内字間谷二九六七、二九八八、二九七七、二九七九、二九八一から二九八八まで、二九九四から二九九八まで、字割谷三〇〇二の一、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇六から三〇一四まで、三〇一六、三〇一九、三〇二〇、字於棚三〇二二、三〇二三、三〇二四、三〇二六、三〇二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字間谷二九六七・二九七七・二九八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町月出字クツレ一四七の一、一四八の一、一四八の二、一五〇、一五一、一五三、一五四、字コダワ一六〇、一六二、一六三、一六五から一六九まで、一七三の一、一七三の三、一七八、一八二、字細野一八四、一八五の一、一八五の二、字ノキタニ一八八の一から一八八の三まで、一八九の一、一九〇から一九二まで、二〇六、字細野二〇七、字ノキタニ二五八の一、字アカユワ五六四の七から五六四の一〇まで、五六四の一二から五六四の一四まで、五六四の一八、五六四の二五から五六四の二七まで、字シリビラ二五九・二五九の一・字アカユワ二六〇・二六一・五六四の一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コダワ一七八、字細野一八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市中字平戸一一〇九の一七、一一一〇の一、一一一〇の三、字台日影一一二八の一、一一二八の四、一一二九の四、一一三〇の三、一一三一の三、一一三三の三、一一三四の三、一一三五の四、一一三八の三、一一四七の一から一一四七の三まで、字平戸下一一五二の一、一一五六、一一六八の三、一一六八の五、一一七〇の一、字大新林一二六四、一二六六、字宇沢洞一二七九の一、一二八三、字茱萸ノ木沢一三〇四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び伊豆の国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町笹間上字長命沢二三六九、二三七〇

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。